

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業</p> <p>十七～二十六（略）</p> <p>5～13（略）</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第一条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業</p> <p>十七～二十六（略）</p> <p>5～13（略）</p>